

★侵入犯罪から住まいを守るために 今すぐできる防犯対策

増加する侵入犯罪（窃盗・強盗）

「侵入犯罪」とは、住宅などの建物に侵入して行われる犯罪で、金品を盗む「侵入窃盗」及び「住居侵入」と凶器等を示すなどして家人を脅して金品を強奪する「侵入強盗」をいいます。全国における令和5年の住宅侵入窃盗は、1万7,469件で1日当たり48件発生しています。また、昨今は闇バイトによる強盗事件が急増しています。侵入窃盗は、戸建て住宅・アパート・マンションいずれの形態も、窓や玄関からの侵入が多く、無施錠・ガラス破りが多数を占めています。

侵入犯罪から住まいを守るための10ポイント

1. 在宅時でも出入り口や無人の部屋の窓に鍵をかける。
2. 帰宅した時は、背後や周囲をよく確認する。
3. 訪問者に対して、不用意にドアを開けない。
4. 日頃から建物周囲を整理整頓し、防犯環境をつくっておく。
5. 玄関をツーロックにするなど、防犯設備を充実させる。
6. 防犯カメラ等防犯設備を有効活用して、侵入しにくい環境を。
7. 旅行など不在時は近所への声かけや新聞などの配達を止める。
8. 合鍵の不正作製を防ぐため、鍵を他人に「見せない」「渡さない」
9. 自宅に必要な以上の現金は置かない。個人情報も聞かれても答えない。
10. 不審な事態を感じた場合は、ためらわずに110番通報！

1. 在宅時でも出入り口や無人の部屋の窓に鍵をかける。
2. 帰宅した時は、背後や周囲をよく確認する。



侵入者に侵入を諦めさせる対策を

5分間に侵入を防げれば、約7割の侵入者が諦めるといいます。きちんと戸締まりをして、窓ガラスの防犯対策を徹底することや防犯性能の高い建物部品（CP部品）を導入できれば、被害を防ぐ可能性が高まります。

※防犯性能の高い建物部品の目安の一つに「5分間、侵入のために人為的破壊行為に絶えられるかどうか」という評価基準（抵抗時間）が確認されたもの。例）ドア・鍵・サッシ・ガラス・雨戸・面格子等17種類3,478品目が認定（2024/6/20現在）

*参考資料：警察庁「住まいの防犯110番」・政府広報「住まいの防犯対策」

★110番キャンペーンを実施

令和7年1月11日（土）に、鹿児島銀行高山支店前の交差点付近で、肝付警察署と高山柔道スポーツ少年団員14名とその父母らが110番キャンペーンを実施しました。

スポーツ少年団員の皆さんは、鹿屋市での合同練習会の後でしたが、疲れも見せず署員が止めた車両に駆け寄り、110番通報の適正な利用方法のチラシの配布やうそ電話詐欺防止・交通安全の啓発グッズを配り、被害防止・交通事故防止を呼びかけました。



★立哨で生徒をサポート

令和7年1月10日（金）に、高山中学校正門前で少年ボランティアと先生方が早朝立哨とあいさつ運動を行いました。

当日は、手がかじかむほどの寒い朝になりましたが、先生方の元気な「おはよう」のあいさつに生徒の皆さんも、大きな元気な声であいさつを返していました。

今後も児童生徒が、事件・事故に遭わないよう「ながら見守り」をお願いします。

